

第 31 回社会保障審議会福祉部会への意見

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

副会長・常務理事 鳥田 浩平

1 地域共生社会の更なる展開について

- 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けて、必要な検討プロセス・事業の評価方法について調査研究を踏まえて提示するとされています。支援を必要とする人とつながるためのニーズ発見の取り組みやプランを作成するまでの過程および、プランの作成に至らない場合についても、アウトリーチをはじめとする伴走的な支援の積み重ね、関係機関との連携、住民への理解促進など、支援実績件数には表れない部分も含めて総合的に評価されるよう、現場の意見を十分に踏まえた検討が必要です。
- 多機関協働事業等にかかる補助金が引き下げられたことにより、重層事業実施自治体では、これまで積み重ねてきた取り組みの継続が難しく、やっと成果が見えてきたところで計画を見直さざるを得ないなどさまざまな影響が出ています。
- また、重層事業の先行きが見通せず、専門性の高い人材の安定的な雇用が難しい状況です。包括的支援体制を整備していくうえでは、多機関協働のコーディネートや多様な主体間の交流とつながりが生まれる場づくり等を進める人材確保が重要であり、そのための財源確保が求められます。

2. 「新たな事業」について

(1) 自治体の役割の明確化

- 身寄りのない高齢者等への支援は、市町村が構築する包括的支援体制や権利擁護ネットワークとの連動のなかで展開されるべきものです。
- 現行の日常生活自立支援事業については、制度上、市町村の関与がなく、支援内容や事業の実施状況等への理解が進んでいません。そのため、関連する福祉の制度やサービス、成年後見制度の利用促進との連携が不十分で、日常生活自立支援事業に対する負担が集中する実態も見られます。
- 大臣指針やガイドラインへの記載に加えて、市町村が主体的に役割を発揮し、地域の実情に応じた支援体制が構築されるための方策を講じること、また、後方支援を行う都道府県の役割についても明確化し、実効性を担保することが重要です。
- 加えて、相続人を探索するための戸籍調査など、死後事務における市町村の協力を明確化することが必要です。

(2) 判断能力が不十分な者への支援と身寄りのない高齢者等への支援の別事業化

- 判断能力が不十分な者と身寄りのない高齢者等は、ニーズや状態像が異なるほか、死後事務については契約が長期にわたり、高い専門性も求められます。

- 現行の日常生活自立支援事業の利用者のなかには、日常的な見守りや金銭管理の支援がなければ収支管理がうまくいかず、利用料が支払えなくて福祉サービスが利用できなくなったり、家賃滞納により住まいを失う恐れがある人、家族や知人から金銭搾取されている人など、福祉的な支援の必要性が高い人が多く含まれます。したがって、現行の日常生活自立支援事業は、今後ますます増加するニーズに対応できるよう、抜本的な体制強化が必要です。
- 一方、身寄りのない高齢者等への支援は、現行の社会福祉法の第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業の拡充・発展ではなく、別の事業として法に位置づけることが必要です。

(3) 利用料

- 現行の日常生活自立支援事業の利用者は、生活保護受給者や非課税世帯など低所得者が中心です。現在は補助金を基本として財源を賄っており、すべての利用者が無料又は低額で利用できる仕組みとなっていますが、全国的には、1回1,200円程度である日常生活自立支援事業の利用料でさえも負担が厳しい人が多いのが実態です。
- これに対して新たな事業は、「利用料は原則として利用者負担」とされていますが、利用者負担で事業経費を賄うことを基本とするスキームでは、利用料を相当程度上げざるを得ないことになります。
- また、身寄りのない高齢者等への支援を拡充することで、事業内容の照会や契約締結前の相談等が相当数に上がることが想定されるなか、そうした業務を利用料に反映させようとするれば利用料の高額化につながるものが懸念されます。
- 資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるようにするという趣旨に鑑み、利用料金が高額にならないような仕組みを検討することが適当です。

全社地発第 378 号

令和 7 年 10 月 20 日

厚生労働大臣 福岡 資 麿 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 村 木 厚 子

身寄りのない高齢者等への支援にかかる「新たな事業」に関する要望

単身世帯の増加や家族関係の変化等を背景に、身寄りのない高齢者等への支援の必要性は高まっており、今般、社会保障審議会福祉部会において新たな事業の創設が検討されることは、権利擁護支援に取り組んできた社会福祉協議会として、大きな意義があるものと考えます。

一方で、新たな事業の全体像が見えないなかで、社協が当該事業を実施する旨の報道が先行していることに加え、令和 8 年度予算概算要求では、日常生活自立支援事業において「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」を実施するための加算が盛り込まれたことを受け、全国の社協から不安とともに事業への疑問の声が多数寄せられています。

こうした現場の不安や疑問を解消するためにも、今後の検討においては、社協及び福祉・医療・法律等の専門家の意見を踏まえた慎重な審議と丁寧な経過説明を求めるとともに、新たな事業が住民にとって必要な支援を実現し、持続可能な仕組みとなるよう、以下の点を要望します。

記

1. 判断能力が不十分な者と身寄りのない高齢者等は、ニーズや状態像が異なるほか、死後事務については契約が長期にわたり、高い専門性も求められることから、**判断能力が不十分な者への権利擁護支援と身寄りのない高齢者等への支援は別事業として実施してください。**
2. 判断能力が不十分な者や身寄りのない高齢者等への支援は、新たな事業だけで解決するものではなく、市町村が整備する包括的支援体制のなかに位置付けて取り組むべきものです。
地域の実情に応じた支援体制を構築していくため、新たな事業に関する**市町村の責任及び後方支援を行う都道府県の役割を明確化してください。**

3. 新たな事業の実施に際しては、消費者保護の観点から、適正な契約およびその履行が重要となるため、**行政も関与した実効性ある運営監視体制の構築が必要です。**

また、新たな事業を第二種社会福祉事業として位置付けることにより、都道府県の運営適正化委員会に寄せられる苦情が増加するとともに、専門的内容も多く含まれると見込まれます。ついては、法律等の専門家の日常的な協力等による**委員会の抜本的な体制強化と必要な予算の確保を図ってください。**

4. 現行の日常生活自立支援事業の体制は脆弱で、十分な専門員を配置する予算が確保できないために、待機者が発生しています。また、多くの社協が独自財源を補填しながら事業を実施しており、このままでは事業の継続自体が危ぶまれる状況です。**判断能力が不十分な人の権利擁護を担う事業として、今後ますます増加するニーズに対応できるよう、抜本的な体制強化をお願いします。**